

議案第 31 号

伊賀市放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部改正について

伊賀市放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 31 年 2 月 26 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
伊賀市放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例（平成 17 年伊賀市条例第 60 号）の  
一部を次のように改正する。

別表 1 柘植放課後児童クラブの項中「2407 番地の 10」を「2343 番地」に改め、同表新  
居放課後児童クラブの項中「西高倉」を「東高倉」に改める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。